

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

【法人単位】

(単位：円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金預け金 | 2,712,133,461,322 | 借入金 | 24,721,710,388,000 |
| 現金 | 1,072,305 | 財政融資資金借入金 | 24,544,645,388,000 |
| 預け金 | 2,385,471,265,176 | 旧簡易生命保険資金借入金 | 11,465,000,000 |
| 代理店預託金 | 326,661,123,841 | 民間借入金 | 165,600,000,000 |
| 金銭の信託 | 400,000,000,000 | 債券 | 11,549,735,019,011 |
| 有価証券 | 974,200,908,599 | 政府保証債券 | 806,600,000,000 |
| 国債 | 381,743,346,977 | 貸付債権担保債券 | 8,419,382,679,000 |
| 地方債 | 156,438,393,250 | 一般担保債券 | 722,900,000,000 |
| 政府保証債 | 28,147,964,745 | 財形住宅債券 | 740,400,000,000 |
| 社債 | 347,855,053,627 | 住宅宅地債券 | 875,429,800,000 |
| 株式 | 16,150,000 | 債券発行差額 (△) | △ 14,977,459,989 |
| 譲渡性預金 | 60,000,000,000 | 保険契約準備金 | 35,516,259,893 |
| 買取債権 | 4,054,039,037,642 | 支払備金 | 1,148,472,992 |
| 貸付金 | 30,013,749,663,473 | 責任準備金 | 34,367,786,901 |
| 手形貸付 | 148,444,123,750 | 預り補助金等 | 396,583,359,741 |
| 証書貸付 | 29,865,305,539,723 | 預り既往債権管理業務円滑化対策補給金 | 2,553,052,452 |
| その他資産 | 590,838,025,278 | 預り住宅金融円滑化緊急対策費補助金 | 394,030,307,289 |
| 求償債権 | 120,903,856,186 | その他負債 | 608,896,430,359 |
| 年金譲受債権 | 164,036,660,858 | 未払費用 | 191,055,467,969 |
| 未収収益 | 91,242,522,011 | 前受収益 | 53,437,630,113 |
| 金融派生商品 | 168,846,026,830 | 金融派生商品 | 180,614,088,517 |
| 繰延金融派生商品損失 | 21,721,517,001 | 繰延金融派生商品利益 | 13,032,824,385 |
| 未収保険料 | 1,638,130,614 | 未払買取代金 | 158,257,240,000 |
| その他の資産 | 22,449,311,778 | その他の負債 | 12,499,179,375 |
| 有形固定資産 | 37,375,849,429 | 賞与引当金 | 643,124,767 |
| 建物 | 15,482,432,482 | 退職給付引当金 | 25,449,787,836 |
| 減価償却累計額 (△) | △ 2,239,487,413 | 保証料返還引当金 | 49,730,141,600 |
| 減損損失累計額 (△) | △ 42,421,645 | 抵当権移転登記引当金 | 34,546,490,475 |
| 土地 | 22,167,950,000 | 保証債務 | 990,335,564,465 |
| 減損損失累計額 (△) | △ 441,125,000 | | |
| その他の有形固定資産 | 4,555,800,837 | 負債の部合計 | 38,413,146,566,147 |
| 減価償却累計額 (△) | △ 2,107,175,632 | | |
| 減損損失累計額 (△) | △ 124,200 | (純資産の部) | |
| 未収財源措置予定額 | 33,320,032,252 | 資本金 | 901,300,000,000 |
| 特別損失金 | 28,325,000,000 | 政府出資金 | 901,300,000,000 |
| 保証債務見返 | 990,335,564,465 | 資本剰余金 | △ 483,670,845 |
| 貸倒引当金 (△) | △ 851,328,481,076 | 損益外減損損失累計額 (△) | △ 483,670,845 |
| | | 繰越欠損金 | △ 330,973,833,918 |
| | | 純資産の部合計 | 569,842,495,237 |
| 資産の部合計 | 38,982,989,061,384 | 負債の部及び純資産の部合計 | 38,982,989,061,384 |

損益計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

【法人単位】

(単位：円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------|-------------------|
| 経常収益 | 1,289,261,770,117 |
| 資金運用収益 | 1,158,010,786,502 |
| 買取債権利息 | 98,028,060,719 |
| 貸付金利息 | 1,038,030,108,477 |
| 求償債権損害金等 | 493,468,820 |
| 年金譲受債権利息 | 6,100,284,132 |
| 有価証券利息配当金 | 13,926,832,191 |
| 買現先利息 | 863,445,314 |
| 預け金利息 | 568,586,849 |
| 保険引受収益 | 123,464,917,874 |
| 正味収入保険料 | 11,827,868,334 |
| 支払備金戻入額 | 1,701,956,460 |
| 団信特約料 | 97,378,619,740 |
| 団信受取保険金 | 4,496,946,917 |
| 団信配当金 | 8,059,526,423 |
| 役務取引等収益 | 1,548,710,453 |
| 保証料 | 524,317,082 |
| その他の役務収益 | 1,024,393,371 |
| 補助金等収益 | 5,974,692,711 |
| 住宅金融円滑化緊急対策費補助金収益 | 5,969,692,711 |
| 住宅市場整備等推進事業費補助金収益 | 5,000,000 |
| その他経常収益 | 262,662,577 |
| その他の経常収益 | 262,662,577 |
| 経常費用 | 1,414,006,368,124 |
| 資金調達費用 | 1,035,262,691,052 |
| 借入金利息 | 832,561,055,576 |
| 債券利息 | 202,454,277,783 |
| その他の支払利息 | 247,357,693 |
| 保険引受費用 | 138,574,987,679 |
| 正味支払保険金 | 6,757,956,468 |
| 責任準備金繰入額 | 14,680,632,279 |
| 団信支払保険料 | 112,434,424,149 |
| 団信弁済金 | 4,701,974,783 |
| 役務取引等費用 | 24,589,663,670 |
| 役務費用 | 24,589,663,670 |
| その他業務費用 | 7,672,609,048 |
| 債券発行費償却 | 6,673,988,930 |
| 金融派生商品費用 | 998,620,118 |
| 営業経費 | 31,712,123,204 |
| その他経常費用 | 176,194,293,471 |
| 貸倒引当金繰入額 | 176,184,703,782 |
| その他の経常費用 | 9,589,689 |
| 経常損失 | △ 124,744,598,007 |
| 特別利益 | 6,790,173,012 |
| 償却債権取立益 | 622,303,712 |
| その他特別利益 | 6,167,869,300 |
| 保証料返還引当金戻入額 | 6,167,869,300 |
| 特別損失 | 35,337,111,759 |
| 有形固定資産処分損 | 790,621,284 |
| その他特別損失 | 34,546,490,475 |
| 抵当権移転登記引当金繰入額 | 34,546,490,475 |
| 当期純損失 | △ 153,291,536,754 |
| 目的積立金取崩額 | 6,538,326,492 |
| 当期総損失 | △ 146,753,210,262 |

キャッシュ・フロー計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

【法人単位】

(単位：円)

| | | |
|-----|------------------------|---------------------|
| I | 業務活動によるキャッシュ・フロー | |
| | 買取債権の取得による支出 | △ 943,427,820,000 |
| | 貸付けによる支出 | △ 382,851,820,000 |
| | 人件費支出 | △ 10,380,878,722 |
| | 保険金支出 | △ 6,757,956,468 |
| | 団信保険料支出 | △ 113,075,416,394 |
| | 団信弁済金支出 | △ 4,714,559,483 |
| | その他業務支出 | △ 71,494,554,533 |
| | 買取債権の回収による収入 | 243,557,183,407 |
| | 貸付金の回収による収入 | 5,102,342,358,611 |
| | 買取債権利息の受取額 | 96,954,635,319 |
| | 貸付金利息の受取額 | 1,046,663,557,525 |
| | 貸付手数料等収入 | 352,960,870 |
| | 保険料収入 | 11,667,877,273 |
| | 団信特約料収入 | 100,649,543,140 |
| | 団信保険金収入 | 4,380,253,410 |
| | 団信配当金の受取額 | 1,662,548,819 |
| | その他業務収入 | 47,277,829,562 |
| | 政府補給金収入 | 111,400,000,000 |
| | 政府交付金収入 | 20,000,000,000 |
| | 国庫補助金収入 | 400,005,000,000 |
| | 小計 | 5,654,210,742,336 |
| | 利息及び配当金の受取額 | 49,591,165,581 |
| | 利息の支払額 | △ 1,105,497,519,145 |
| | 業務活動によるキャッシュ・フロー | 4,598,304,388,772 |
| II | 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| | 有価証券（債券）の取得による支出 | △ 450,633,858,300 |
| | 有価証券（債券）の償還による収入 | 55,120,000,000 |
| | 有価証券（譲渡性預金）の純増減額（減少：△） | △ 60,000,000,000 |
| | 有形固定資産の取得による支出 | △ 83,735,012 |
| | 有形固定資産の売却による収入 | 636,041,800 |
| | 買現先の純増減額（減少：△） | 729,061,616,562 |
| | 金銭の信託の増加による支出 | △ 400,000,000,000 |
| | その他収入 | 3,595,000 |
| | 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 125,896,339,950 |
| III | 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| | 民間長期借入金の借入れによる収入 | 165,600,000,000 |
| | 民間長期借入金の返済による支出 | △ 187,587,000,000 |
| | 債券の発行による収入（発行費用控除後） | 2,182,129,617,036 |
| | 債券の償還による支出 | △ 1,128,270,708,825 |
| | 財政融資資金借入金の借入れによる収入 | 100,000,000 |
| | 財政融資資金借入金の返済による支出 | △ 3,606,824,619,000 |
| | 旧簡易生命保険資金借入金の返済による支出 | △ 30,253,000,000 |
| | 政府出資金収入 | 495,600,000,000 |
| | リース債務の支払いによる支出 | △ 1,061,510,894 |
| | 財務活動によるキャッシュ・フロー | △ 2,110,567,221,683 |
| IV | 資金増加額 | 2,361,840,827,139 |
| V | 資金期首残高 | 350,292,634,183 |
| VI | 資金期末残高 | 2,712,133,461,322 |

行政サービス実施コスト計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

【法人単位】

(単位：円)

I 業務費用

(1) 損益計算書上の費用

| | | |
|---------------|-------------------|-------------------|
| 資金調達費用 | 1,035,262,691,052 | |
| 保険引受費用 | 138,574,987,679 | |
| 役務取引等費用 | 24,589,663,670 | |
| その他業務費用 | 7,672,609,048 | |
| 営業経費 | 31,712,123,204 | |
| その他経常費用 | 176,194,293,471 | |
| 有形固定資産処分損 | 790,621,284 | |
| 抵当権移転登記引当金繰入額 | 34,546,490,475 | 1,449,343,479,883 |

(2) (控除) 自己収入等

| | | |
|-------------|---------------------|---------------------|
| 資金運用収益 | △ 1,158,010,786,502 | |
| 保険引受収益 | △ 123,464,917,874 | |
| 役務取引等収益 | △ 1,548,710,453 | |
| その他経常収益 | △ 262,662,577 | |
| 償却債権取立益 | △ 622,303,712 | |
| 保証料返還引当金戻入額 | △ 6,167,869,300 | △ 1,290,077,250,418 |

業務費用合計 159,266,229,465

II 損益外減損損失相当額 370,000,000

III 引当外退職給付増加見積額 7,300,933

IV 機会費用

政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用 11,054,832,286

V 行政サービス実施コスト 170,698,362,684

重要な会計方針（法人単位）

1 改訂後の独立行政法人会計基準の適用

当事業年度より、改訂後の独立行政法人会計基準を適用して財務諸表等を作成しています。

2 減価償却の会計処理方法

定額法を採用しています。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物：2～48年 その他の有形固定資産：2～43年

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

買取債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、債務者を、正常先、要管理先以外の要注意先、要管理先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に区分し、次のとおり計上しています。

ア 破綻先及び実質破綻先については、個々の債権ごとに担保等による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

イ 破綻懸念先については、個々の債権ごとに担保等による回収可能見込額を控除した残額について、過去の一定期間における実績を踏まえた予想損失率に基づき引き当てています。

ウ 正常先、要管理先以外の要注意先及び要管理先については、過去の一定期間における実績を踏まえた予想損失率に基づき引き当てています。

(2) 賞与引当金

役員及び職員に対して支給する賞与に充てるため、翌期賞与支給見込額のうち当期対応分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

過去勤務債務は、その発生時の役職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における役職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

(4) 保証料返還引当金

財形住宅資金貸付勘定及び既往債権管理勘定に属する貸付金並びに住宅資金貸付等勘定に属する注記事項の1(2)の年金譲受債権に係る貸付けを受けた者がその債務の保証を独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号。以下「機構法」といいます。）附則第6条第1項に規定する財団法人公庫住宅融資保証協会に委託したときに支払った保証料のうち、未経過期間に対応するものの返還に必要な費用に充てるため、返還見込額を計上しています。

(5) 抵当権移転登記引当金

機構法附則第3条第1項の規定により住宅金融公庫から承継した貸付金及び買取債権並びに注記事項の1(2)の年金譲受債権に係る抵当権の将来における当機構への移転登記に必要な費用の支払いに備えるため、将来の支払見込額を計上しています。

(追加情報)

住宅金融公庫から承継した貸付金及び買取債権並びに年金譲受債権に係る抵当権の当機構への移転登記に必要な費用については、従来、支払時に費用計上を行っていましたが、財務状態をより適切に反映させるために、当事業年度末より将来の支払見込額を費用計上することとしています。

この結果、従来の方法に比べ特別損失が34,546,490,475円増加し、当期純損失及び当期総損失がそれぞれ同額増加しています。

4 責任準備金の計上基準

住宅融資保険法（昭和30年法律第63号）第3条に規定する保険関係に基づく将来における債務の履行に備えるため、独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成19年財務省・国土交通省令第1号。以下「省令」といいます。）第13条の規定により主務大臣が定める方法（「独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第13条の規定に基づき主務大臣が定める算定の方法について」（平成19年4月1日財政第174号・国住資第123号））に基づき算定した金額を計上しています。

5 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的債券

償却原価法（定額法）によっています。

(2) その他有価証券

取得原価を計上しています。

6 金融派生商品（デリバティブ取引）の評価方法

時価法によっています。

7 繰延金融派生商品利益及び繰延金融派生商品損失の計上根拠及び計上基準

省令第12条に規定する金利スワップ取引の損益を繰り延べるため、同条の規定により主務大臣が指定する方法（「独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第12条の規定に基づき主務大臣が指定する方法について」（平成19年4月1日財政第174号・国住資第122号））による金額を計上しています。

8 債券発行差額の償却方法

債券の償還期限までの期間で均等償却しています。

9 未収財源措置予定額の計上基準

省令附則第4条の規定により、主務大臣が定める額（「独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令附則第4条の規定に基づき主務大臣が定める額について」（平成19年4月1日財政第174号・国住資第124号））から既往債権管理勘定

に係る平成19年度、平成20年度及び平成21年度における貸付金償却額及び保証料返還額を控除した額を計上しています。

10 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用については、10年利付国債の平成22年3月末利回りを参考に1.395%で計算しています。

11 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

12 消費税等の会計処理

税込方式によっています。

注記事項（法人単位）

1 貸借対照表関係

(1) 担保資産

貸付債権担保債券の担保に供するため、買取債権と貸付金を信託しています。

（単位：円）

| | 担保に供している資産 | | 担保に係る債務 | |
|-----------|------------|-------------------|----------|-------------------|
| | 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 証券化支援勘定 | 買取債権 | 3,787,214,724,833 | 貸付債権担保債券 | 3,617,406,296,584 |
| 住宅資金貸付等勘定 | 貸付金 | 63,879,529,957 | 貸付債権担保債券 | 70,497,984,073 |
| 既往債権管理勘定 | 貸付金 | 5,107,836,136,931 | 貸付債権担保債券 | 4,731,478,398,343 |
| 計 | | 8,958,930,391,721 | | 8,419,382,679,000 |

(2) 年金譲受債権

独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号。以下「機構法」といいます。）附則第7条第1項第3号の規定により、独立行政法人福祉医療機構から譲り受けた債権の残高を整理しています。

(3) 繰延金融派生商品利益及び繰延金融派生商品損失

独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成19年財務省・国土交通省令第1号）第12条に規定する金利スワップ取引の損益の繰り延べを整理しています。

(4) 特別損失金

機構法附則第9条第1項の規定により住宅金融公庫から承継した資産です。
当該資産は、同条第3項の規定に基づき、交付金の交付を受け入れることにより減額して整理しています。

2 キャッシュ・フロー計算書関係

(1) 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金預け金 : 2,712,133,461,322円
資金期末残高 : 2,712,133,461,322円

(2) 重要な非資金取引

平成21年度中に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ231,626,380円です。

(3) 政府交付金収入

政府交付金収入（一般会計）20,000,000,000円は、機構法附則第9条第2項の規定により特別損失を埋めるため受け入れたものであり、同条第3項の規定により特別損失金を減額して整理しています。

3 行政サービス実施コスト計算書関係

引当外退職給付増加見積額については、国からの出向職員に係るものです。

4 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けています。

(2) 退職給付債務に関する事項

(単位：円)

| 区 分 | 平成22年3月31日現在 |
|----------------------------------|------------------|
| 退職給付債務 (A) | △ 38,628,214,708 |
| 年金資産 (B) | 10,365,492,321 |
| 未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B) | △ 28,262,722,387 |
| 未認識過去勤務債務 (D) | 0 |
| 未認識数理計算上の差異 (E) | 2,812,934,551 |
| 貸借対照表計上額純額 (F) = (C) + (D) + (E) | △ 25,449,787,836 |
| 前払年金費用 (G) | 0 |
| 退職給付引当金 (F) - (G) | △ 25,449,787,836 |

(3) 退職給付費用に関する事項

(単位：円)

| 区 分 | 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日 |
|--------------------|-----------------------------|
| 勤務費用 | 986,701,427 |
| 利息費用 | 761,351,597 |
| 期待運用収益 | △ 185,996,740 |
| 過去勤務債務の損益処理額 | 0 |
| 数理計算上の差異の損益処理額 | 443,414,333 |
| その他（臨時に支払った割増退職金等） | 0 |
| 退職給付費用 | 2,005,470,617 |

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

| 区分 | 平成22年3月31日現在 |
|------------------|--|
| ア 割引率 | 2.0% |
| イ 期待運用収益率 | 2.0% |
| ウ 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| エ 過去勤務債務の額の処理年数 | 10年（発生時の役員及び職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による按分額を損益処理しています。） |
| オ 数理計算上の差異の処理年数 | 10年（各年度の発生時の役員及び職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による按分額を、それぞれ発生年度の翌年度から損益処理しています。） |

5 固定資産の減損関係

減損を認識した資産

下表の公庫総合運動場（国・独立行政法人福祉医療機構・株式会社日本政策金融公庫との共有）については、既に使用を停止し売却することとしていることから、当期において減損を認識しています。

なお、減損額は損益外減損損失として処理していますので、損益計算書には計上していません。

(単位：円)

| 本支店別 | 名称 | 所在地 | 帳簿価額 (土地) | 減損額 |
|------|---------|-----|---------------|-------------|
| 本店 | 公庫総合運動場 | 三鷹市 | 1,990,000,000 | 370,000,000 |
| 合計 | | | 1,990,000,000 | 370,000,000 |

(注1) 帳簿価額については、当事業年度の期末帳簿価額を記載しています。

(注2) 減損額については、正味売却価額により測定した不動産鑑定評価額により算定しています。

6 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

ア 金融商品に対する取組方針

当機構は、一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務や、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要な資金の貸付けの業務などを実施しています。これらの業務を実施するため、財投機関債などの発行及び金融機関及び財政融資資金からの借入により資金を調達しています。

イ 金融商品の内容及びそのリスク

当機構が保有する金融資産は、主として国内の個人に対する債権であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、また、当該債権の多くは、長期固定の住宅ローン債権であり、期限前償還リスク、再調達リスク及びパイプラインリスク等の市場リスクに晒されています。また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的で保有しています。これらは、発行体の信用リスク及び市場リスクに晒されています。

当機構の調達手段である財投機関債等及び借入金は、一定の市場環境の下で調達できなくなる場合などの流動性リスクに晒されています。

また、証券化支援業務におけるパイプラインリスクをヘッジする目的で、金利スワップ取引を行っています。

ウ 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) リスク管理への取組み

当機構では、組織的かつ横断的なリスク管理体制を整備するため、リスク管理を統括する役員・部署を定めるとともに、リスクを定性面・定量面から適切に管理するために、個別リスクの管理を担当する役員・部署を定め、委員会を設置するなど必要な体制の整備に取り組んでいます。具体的には、信用リスクの管理については、「信用リスク管理委員会」を、市場リスク、流動性リスク及び運用先等信用リスクの管理については、「ALMリスク管理委員会」を設置しています。これら各委員会では、個別リスクの状況をモニタリングするとともに、個別リスクの管理に関する企画・立案等について審議しています。

また、個別リスクを統合的な観点から管理するために、統合的なリスク管理を担当する役員・部署を定め、個別リスクの計量結果や管理状況等を全体として把握・評価し、定期的に役員会に報告するなどの体制整備に取り組んでいます。

当機構では、個別リスクの定義、リスク管理の目的、体制、手法などのリスク管理に係る基本的な体系を定めた「リスク管理基本規程」及び個別リスクごとの具体的なリスク管理の体制、手法を定めたリスク管理規程を制定しています。個別リスクについてはこれらの規程に基づき、その特性を踏まえた管理を実施するとともに、併せて、個別リスクを総体的に把握、評価する統合的なリスク管理に取り組んでいます。

(イ) 信用リスク管理

当機構では、長期の住宅ローン債権を主な金融資産としていることから、債権の譲受け又は与信が当機構の業務運営に長期にわたり重大な影響を与えることを認識し、債権の譲受け若しくは与信の実施又は機構保有債権の管理に当たっては、各業務における規程等を厳正に適用するとともに、信用リスク全体の把握、分析及び管理に努めることとしています。

信用リスクの管理を担当する部署は営業推進部門から独立性を確保し、買取審査、与信審査、機構保有債権の管理及び回収並びに自己査定を適切に実施する体制

を整備しています。また、当機構における信用リスクの把握及び管理を的確に実施するため、機構保有債権についてリスクプロファイルに応じた区分を行い、この区分ごとに当該ポートフォリオに含まれる債権の属性分析、将来に発生しうる損失額の計測又は信用リスクに対応するためのコスト算定等を行っています。

(ウ) 市場リスク管理

当機構では、市場部門から独立したリスク管理部門を設置し、期限前償還リスク、再調達リスク及びパイプラインリスクを適切に管理する体制を整備しています。期限前償還リスクについては、期限前償還モデルを活用することにより、期限前償還を推計するとともに証券化や多様な年限による債券発行等によって管理を行い、再調達リスクについては、資産・負債のキャッシュフロー・ギャップに着目し、定期的にデュレーション等のリスク管理指標をモニタリングすることによって管理を行い、パイプラインリスクについては、証券化支援業務においてヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を実施し、管理を行っています。

(エ) 流動性リスク管理

当機構では、資金繰りの状況は、資金繰り管理部門から独立したリスク管理部門が手元流動性基準等の資金繰りに係る管理指標を制定し、モニタリングを実施しています。また、緊急時の借入枠等の調達手段を確保するとともに、資金繰りに影響を与える事態が生じた場合の行動計画（コンティンジェンシー・ファンディング・プラン）を定めています。

(オ) 運用先等信用リスク管理

当機構では、運用先等の状況は、運用等の実施部門から独立した部門が運用先等信用リスクの管理指標を制定し、モニタリングを実施しています。また、余裕金については、国債、地方債、政府保証債等により安全かつ効率的な運用となるよう努め、金利スワップ取引に伴う取引相手先（カウンターパーティ）については、取引相手先ごとの格付情報等の取得や取引時価の把握などにより、管理を行っています。

エ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における主な金融商品の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていません（(注2)参照）。

(単位:円)

| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|----------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| (1) 現金預け金 | 2,712,133,461,322 | 2,712,133,461,322 | 0 |
| (2) 金銭の信託 | 400,000,000,000 | 400,000,000,000 | 0 |
| (3) 有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 914,184,758,599 | 932,733,406,200 | 18,548,647,601 |
| その他有価証券 | 60,000,000,000 | 60,000,000,000 | 0 |
| (4) 買取債権 | 4,054,039,037,642 | | |
| 貸倒引当金(※1) | △ 21,145,417,374 | | |
| | 4,032,893,620,268 | 4,180,465,874,214 | 147,572,253,946 |
| (5) 貸付金 | 30,013,749,663,473 | | |
| 貸倒引当金(※1) | △ 705,722,251,066 | | |
| | 29,308,027,412,407 | 29,953,514,299,267 | 645,486,886,860 |
| (6) 求償債権(※1) | 18,956,057,529 | 18,956,057,529 | 0 |
| (7) 年金譲受債権(※1) | 160,410,352,014 | 162,028,188,028 | 1,617,836,014 |
| 資産計 | 37,606,605,662,139 | 38,419,831,286,560 | 813,225,624,421 |
| (1) 借入金 | 24,721,710,388,000 | 26,626,130,665,810 | 1,904,420,277,810 |
| (2) 債券(※2) | 11,549,735,019,011 | 11,741,660,370,558 | 191,925,351,547 |
| (3) 未払買取代金 | 158,257,240,000 | 158,257,240,000 | 0 |
| 負債計 | 36,429,702,647,011 | 38,526,048,276,368 | 2,096,345,629,357 |
| 金融派生商品(※3) | (11,768,061,687) | (11,768,061,687) | 0 |
| 金融派生商品計 | (11,768,061,687) | (11,768,061,687) | 0 |

(※1) 買取債権及び貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金等を控除しています。なお、求償債権及び年金譲受債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、貸借対照表計上額から直接減額しています。

(※2) 債券発行差額については、重要性が乏しいため、貸借対照表計上額から直接減額しています。

(※3) その他資産・負債に計上している金融派生商品を一括して表示しています。取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金は全て満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

(2) 金銭の信託

取引金融機関から提示された価格によっています。

(3) 有価証券

債券は、業界団体が公表する取引価格等の市場価格によっています。譲渡性預金は、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

(4) 買取債権

買取債権の種類及び債務者区分、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フロ

一を見積もり、同様の新規買取を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としています。

(5) 貸付金

貸付金の種類及び債務者区分、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを見積もり、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としています。

なお、貸付金のうち、手形貸付については、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

(6) 求償債権

担保による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としています。

(7) 年金譲受債権

債務者区分及び期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを見積もり、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としています。

負債

(1) 借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。

なお、民間借入金については、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

(2) 債券

政府保証債券、貸付債権担保債券及び一般担保債券については、業界団体が公表する取引価格等の市場価格によっています。

財形住宅債券については、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。

住宅地債券については、将来キャッシュ・フローを見積もり、同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。

(3) 未払買取代金

未払期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

金融派生商品

金融派生商品は、金利スワップ取引であり、割引現在価値により算出した価額によつています。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額16,150,000円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(追加情報)

改訂後の独立行政法人会計基準第80に基づき金融商品関係の注記を行っています。

7 有価証券関係

(1) 満期保有目的の債券

(単位:円)

| 区分 | 種類 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 国債 | 203,285,393,383 | 211,199,086,000 | 7,913,692,617 |
| | 地方債 | 82,098,247,573 | 84,213,754,200 | 2,115,506,627 |
| | 政府保証債 | 28,044,184,381 | 28,545,815,000 | 501,630,619 |
| | 社債 | 311,946,426,596 | 321,763,494,000 | 9,817,067,404 |
| | 小計 | 625,374,251,933 | 645,722,149,200 | 20,347,897,267 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国債 | 178,457,953,594 | 177,160,977,000 | △ 1,296,976,594 |
| | 地方債 | 74,340,145,677 | 73,995,900,000 | △ 344,245,677 |
| | 政府保証債 | 103,780,364 | 103,320,000 | △ 460,364 |
| | 社債 | 35,908,627,031 | 35,751,060,000 | △ 157,567,031 |
| | 小計 | 288,810,506,666 | 287,011,257,000 | △ 1,799,249,666 |
| 合計 | | 914,184,758,599 | 932,733,406,200 | 18,548,647,601 |

(2) その他有価証券

(単位:円)

| 区分 | 種類 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------|-----|----------------|----------------|----|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | その他 | 60,000,000,000 | 60,000,000,000 | 0 |

なお、貸借対照表計上額が取得原価を超えるものではありません。

(3) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

8 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

9 重要な後発事象

該当事項はありません。

10 その他

政府出資金の国庫納付等

「平成21年度第1次補正予算の執行の見直し」（平成21年10月16日閣議決定）に基づき、平成21年度第1次補正予算により当機構が受けた政府出資金のうち2,300億円については、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成22年法律第37号）の施行後に、同法による改正後の独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「独法通則法」といいます。）第8条第3項及び第46条の2第1項の規定により、国庫に納付することとしています。

また、国庫納付に伴い、独法通則法第46条の2第4項の規定により、主務大臣が定める金額により資本金を減少することとしています。